



市民向け「ワーキングスペース」無料で提供

概 要	新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、兵庫県を含む 11 都府県に非常事態宣言が発令されました。これにより、県では対処方針を改定し、出勤者 7 割削減を目標とする「在宅勤務の推進」が示されました。 これを受け、宍粟市においても在宅勤務の推奨を行うべく、市所管の施設でワーキングスペースの提供を行います。		
	実施期間等 ・ 令和 3 年 1 月 21 日～令和 3 年 2 月 5 日 ・ 利用時間は午前 9 時～午後 5 時 ・ 使用料は無料		
	使用できる施設 防災用公衆無線 LAN を整備した施設のうち、下記の施設で実施する。 ・ 宍粟防災センター 1F フリースペース 2 席 電話 0790-63-2000 ・ 一宮市民協働センター 1F 交流展示スペース 2 席程度 電話 0790-72-1000 ・ 波賀市民局 1F 市民ホール 2 席程度 電話 0790-75-2220		
	使用方法 ・ 事前申し込みが必要（各施設へ）使用者の氏名連絡先等 ・ 仕事に必要なパソコン等は自身で持ち込んでください。		
参考資料			
担当者から			
問合せ先	所属 消防防災課	担当 石戸 寿明	TEL 0790-63-3119